

長福第 1895 号
平成26年12月19日

茨城県内において通院等乗降介助を実施する
各指定（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様

茨城県保健福祉部長寿福祉課長
(公印省略)

訪問介護事業所において実施する通院等乗降介助に係る
注意喚起について（通知）

日頃より、本県における介護保険制度の適正な運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、このたび、県内の訪問介護事業所において、道路運送法の許可期間である2年間に過ぎているにもかかわらず、手続きが漏れたまま、通院等乗降介助を実施していた事例が確認されました。

このことについては、「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成18年9月29日付け厚生労働省老健局振興課通知）において、「訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法の許可又は登録を求めることとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。」と規定されております。

当該通知の趣旨によれば、訪問介護事業所が、道路運送法の許可又は登録の手続きが漏れたまま通院等乗降介助を実施した場合、事例によっては、介護報酬の返還を求める事態となることも想定されます。

つきましては、訪問介護事業所において、通院等乗降介助を実施する場合、道路運送法の許可又は登録を求めることが前提であることを認識したうえで、許可期間を確認し、仮に漏れているなど、手続きが適正に行われていない場合には、速やかに茨城運輸支局あて手続きを行うよう、厳にお願いいたします。

なお、通院等乗降介助の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、居宅サービス計画に位置付けられていることが必要であり、こうしたアセスメントが行われていない場合、不適切な給付として介護報酬の返還を求めることもあり得ることを、念のため申し添えます。

【担当】

茨城県保健福祉部長寿福祉課介護保険室
事業所指導・監査グループ
電話：029-301-3343